

本庄税務署から確定申告のお知らせ

問合せ 本庄税務署 ☎0495-22-2111(代表)

◎所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

会場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントで事前に取得した入場整理券が必要です。

会場 本庄税務署 1階会議室

期間 1月24日(月)～3月15日(火) ※土、日および祝日を除く。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を1月21日(金)以前でも受け付けております。※贈与税については、2月1日(火)以降、申告相談を受け付けております。

時間 相談受付:午前8時30分から午後4時まで 相談開始:午前9時から

※スマートフォンをお持ちの方は、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

※来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

◎申告には、e-Tax・スマートフォンが便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は対応したスマートフォンまたはICカードリーダータを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

●e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎0570-01-5901

受付日 月曜日～金曜日(祝日等および12月29日～1月3日を除く)

税理士による無料電話税務相談

問合せ 関東信越税理士会本庄支部 ☎0495-35-1128

各税理士事務所において原則として電話にて申告相談を無料で行います。希望する方は各事務所に事前に電話連絡の上ご利用ください。(事前連絡時に相談日時を確認してください。)

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金特別控除などの申告をする方
年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時 2月1日(火)～15日(火)(日曜・祝日を除く)の午前9時30分～午後4時

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(火)	菅野 幸夫	24-3602	本庄市若泉
	小池 裕太	22-3074	本庄市本庄
	柴崎 厚	22-0606	本庄市栄
2月2日(水)	青木 貴子	22-3491	本庄市南
	池田 敦司	71-7901	本庄市西富田
	松本 正則	34-0307	上里町七本木
2月3日(木)	入 敏明	71-7792	本庄市千代田
	木村 睦子	23-1120	本庄市けや木
	塚本 富雄	76-0684	美里町下児玉
2月4日(金)	多賀谷 実	21-7871	本庄市見福
	野沢 一雄	34-2696	上里町七本木
	松本 悦子	24-1965	本庄市若泉
2月5日(土)	岩堀 薫	21-1678	本庄市朝日町
	小川 輝	21-0888	本庄市牧西
	根岸 精一	21-2235	本庄市五十子
2月7日(月)	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	須永 秀和	22-4867	本庄市前原
	角谷 高之	22-5370	本庄市駅南
2月8日(火)	田中 圭二	22-3733	本庄市栗崎
	田村 修	24-5533	本庄市本庄
	目時 悟	33-8859	上里町金久保
2月9日(水)	小暮 眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	田村 加代子	33-8859	上里町金久保
	田村 幸一	71-7808	本庄市下野堂
2月10日(木)	塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木
	藤井 桂一	21-3625	本庄市見福
	三沢 俊之	21-2800	本庄市朝日町
2月12日(土)	松本 和弘	33-0315	上里町三町
	松本 純一	33-0315	上里町三町
	三澤 力男	25-7988	本庄市朝日町
2月14日(月)	浅見 秀子	24-0679	本庄市西富田
	山下 政信	72-1317	児玉町吉田林
	吉澤 政志	71-9945	上里町勅使河原
2月15日(火)	真々田 豊	71-4529	本庄市東台
	宮田 昌代	33-2764	上里町七本木

神川町長選挙・神川町議会議員補欠選挙

問合せ 選挙管理委員会(総務課内) ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

神川町長選挙・神川町議会議員補欠選挙が1月25日(火)告示、1月30日(日)投開票の日程で行われます。

○投票時間・投票所

投票時間は、第10投票所を除き、午前7時から午後8時までです。(第10投票所は午後7時まで)

投票所は10か所です。郵送される入場券に投票所名が書いてあります。

指定された投票所以外では投票できませんので、必ず投票所の確認をお願いします。

※第4投票所は、貫井集会所から小浜集会所(小浜640-1)に変更となりますのでご注意ください。

※第8投票所及び第9投票所は、令和3年10月の衆議院議員総選挙から次のとおり変更となりました。

・第8投票所：渡瀬コミュニティ集会所(渡瀬532-2)

・第9投票所：多目的交流施設(下阿久原1088)

※投票所入場券を紛失しても、投票をすることができます。この場合は、運転免許証や保険証等の本人確認書類をご持参いただきますと、円滑に受付ができます。

○期日前投票

やむを得ない事情で投票日の時間内に投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。

【期日前投票所】◆入場券をお持ちください。

期日前投票所	期間	時間
神川町役場 町民ホール	1月26日(水)～29日(土)	午前8時30分～午後8時
神泉総合支所 相談室		

※お住まいの地域にかかわらず、どちらの期日前投票所でも投票できます。

※スムーズな受付のため、あらかじめ入場券の裏面の「宣誓書(兼請求書)」欄のご記入をお願いします。

※請求事由について、感染症対策(混雑を避けた投票)の場合は、「6.天災・悪天候」を○で囲んでください。

○新型コロナウイルス感染症対策について

・鉛筆を持参し投票用紙に記入することができます。(ボールペンはご遠慮ください。)

・マスクの着用や咳エチケット、来場前後の手洗い等の対策をお願いします。

・投票日当日の混雑を避けるため、期日前投票の積極的な活用をお願いします。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

【「三ない運動」…贈らない、求めない、受け取らない】

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の方に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

●次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】 【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

- ・政治家の寄附
- ・政治家の氏名等を冠した団体の寄附
- ・政治家に対する寄附の勧誘、要求
- ・町等と請負契約を結ぶ当事者の寄附
- ・政治家の関係団体の寄附
- ・政治家の後援団体の寄附



※結婚祝・香典は、罰則が適用されない場合があります。(広報紙「総務省」2021年12月号より)

詳細は総務省ホームページをご覧ください。

